

第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出について

(窓口又は郵送での申請用)

群馬県環境森林部環境保全課

法人が合併により消滅した場合やフロン類充填回収業を廃止した場合、該当するに至った日から30日以内に、登録を受けた都道府県に届け出なければなりません。

届出者の確認等のため電話連絡する場合がありますので、届出書に平日に昼間連絡が取れる電話番号の記載をお願いします。

また、届け出る際は、廃業等に至った日までのフロンの回収量等について、当該年度の報告としてあわせて提出してください。

■参考: フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)の抜粋

(廃業等の届出)

第三十三条 第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事（第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類充填回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事）に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合 第一種フロン類充填回収業者であつた個人又は第一種フロン類充填回収業者であつた法人を代表する役員
- 2 第一種フロン類充填回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類充填回収業者の登録は、その効力を失う。

1 廃業の届出が必要な場合

場合	届出者
①死亡	相続人
②法人が合併により消滅	法人を代表する役員であつた者
③法人が破産手続開始の決定により解散	破産管財人
④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散	清算人
第一種フロン類充填回収業の廃止	第一種フロン類充填回収業者であつた個人又は法人を代表する役員

2 届出申請

届出書及び第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書のファイルに必要事項を記載の上、環境保全課へ郵送又は持参してください。持参をする場合は、事前に電話等で連絡の上、お越してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/6833.html>

3 添付書類

添付書類は必要ありません。

4 通知の送付

環境保全課から登録抹消の通知を送付します。

原則として、第一種フロン類充填回収業廃業等届出書に記載の住所に普通郵便により送付します。

5 問い合わせ、届出書類の郵送先

群馬県環境森林部環境保全課環境保全係

住 所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電 話：027-226-2832

F A X：027-243-7704

メールアドレス：kanhozen@pref.gunma.lg.jp